## 福祉用具購入・住宅改修受領委任払は

桝田道廣議員

**質問**

昨年の国勢調査の結果、せたな町は檜山で一番の人口減少率でした。

高齢者が要支援、要介護と認定された時に受けられるサービスの一つに福祉用具償還払い制度、住宅改修償還払い制度があります。福祉用具の購入または住宅の軽微な改修をする際、費用の9割を助成する制度です。具体的には福祉用具で10万円以内、住宅改修で20万円以内の領収書と申請書を役場に提出することで9割が返金されます。

しかし、残念なことに一時的ですが全額負担しなければならず、これは年金生活の高齢者には大変な問題です。全額立て替えが無理で諦める方もいます。

そこで、この制度を見直し、利用者は最初から1割、残り9割を町が事業者に直接支払う受領委任払い制度に改めるべきだと思います。

現在檜山で実施している町はありませんが、全道、全国で多くの自治体が実施しています。

これは大切なサービスだと思いますが、町長の考えをお聞きします。

### 利用者の利便性を考慮し実施したい

**答弁　町長**

介護制度は介護や日常生活の支援が必要となった時に介護認定を受け、1割または2割の利用料でいろいろなサービスが受けられる制度です。

ポータブルトイレなどの福祉用具購入費、手すりの設置などの住宅改修費は、みなし規定がないため償還払いによる支給をしています。

福祉用具購入費については、購入費用が1年度に10万円以内、住宅改修費は改修費用が1家屋20万円以内と対象経費に上限があり、越えた分は利用者の自己負担となっています。お尋ねの受領委任払いについては、利用者の利便性を考慮して実施をしたいと考えます。

なお、具体的にはせたな町にあった方法を町内の事業者と検討し、要綱などを整備します。

**再質問**

高齢者の中には生活保護者等も当然います。こういう方々がこの制度を利用しようとする場合、社会福祉事務所に申請を出さなければならず、9割戻ってきたお金はまた社会福祉事務所に返金をしなければなりません。

ところが戻ってきたお金を生活保護費の一部として月々の保護費から差し引いた金額を支給されることがあるそうですが、段々と認知症などが進んできた場合に、どのお金なのか分からなくなる方もいると聞いています。

そういう意味で、生活保護者の方々にも手厚い政策をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

### 一層利用しやすくなる

**再答弁　町長**

受領委任払いを実施することになると、生活保護受給者については、事前に北海道へ介護補助申請をすることに変更ありませんが、返還する手間が無くなり、一層利用しやすくなると思います。

## 太田神社の観光地としての捉え方は

**質問**

いよいよ北海道新幹線が開業となり、道南地域にとっては多くの交流人口が期待されており、当町においては観光名所として瀬棚区の三本杉岩、

北檜山区の浮島公園、大成区の太田神社を有し、せたな町の三大パワースポットとして観光誘致を図っています。

その中でも太田神社は北海道最古の山岳霊場であり、多くのマスコミが日本一険しい神社としてテレビや雑誌を通じ全国に紹介しています。

せたな観光協会でも、昨年から温泉ホテルきたひやま、あわび山荘に宿泊したお客様を限定に日本海夕日ツアーを企画し、大きな反響を得ています。

私は歴史的観点から古くに建立された太田神社を観光資源としての充実を図っていくべきではと思います。

檜山地域の古い歴史と文化財を活かし、連携した観光を構築するためにも太田神社をどの様に捉え、位置付けているのか町長並びに教育長の所見を伺います。

### 地域の意向を尊重

**答弁　町長**

太田神社については、道南五大霊場の一つとして創建５７０年を越え、北海道最古の山岳霊場として多くのマスコミなどで全国に紹介され、その反響は非常に大きく、テレビ番組の制作や全国各地からの参拝者や問い合わせが寄せられています。

太田神社を管理している地域としては、集落の人口が年々減り、高齢者ばかりになってきているが、元気なうちは自分たちの手でこの神社をできる限り守っていきたいという考えですので、町としても地域の意向を十分尊重しながら、これまでと同様の関係を維持したいと考えています。

**答弁　教育長**

太田神社は北海道最古の山岳霊場としてテレビや雑誌などで全国に紹介され、休日には町外から多くの人が訪ねています。現在太田神社については文化財の指定はされていません。指定を受けるためには所有者または占有者が申請し、それに基づきせたな町文化財保護審議会に諮問し、同審議会より答申を受け、せたな町教育委員会として指定の是非について判断をすることになります。

なお文化財の指定を受けても施設の管理は今までどおり所有者または占有者が行いますが、修理等については一部町から補助を受けることができます。

## 総合事業と生活支援サービス

江上恭司議員

**質問**

要支援者の総合事業が平成27年４月から始まり２年目に入ってきます。

町長は「住み慣れた家や地域で安心して暮らせる環境づくり、権利の擁護など相談・支援体制の充実に努めてまいります。」と今年の執行方針で述べています。

長沼町、標津町などでは平成27年度から始まっていて、１年経過する中でいろいろな問題が出ています。せたな町では平成29年４月からの計画になっていますが、準備期間も１年になり、多様な担い手によるサービス、ＮＰＯ、民間企業、ボランティアなどを活用して、事業計画をどのようなスケジュールで進めていくのか。

また訪問介護、通所介護の地域支援事業との選択制ですが、私たちの情報では国からの補助金が減額される可能性があり、専門的な介護サービスの低下が予想されます。

３年目からやるより、少しでも早く計画を前倒ししていくなら国の補助金も違うことから、町長はどのように考えているのか伺います。

### 移行猶予期間を最大限生かし予定どおり移行する

**答弁　町長**

介護保険制度の改正により、新しい介護予防、日常生活支援総合事業に移行されます。

檜山管内４町では、予防給付費の実績額が交付基準額を超えていることから平成27年３月から移行しましたが、当町の場合、交付基準額を下回っているため、平成29年度の移行が有利なことから前倒しせず、移行猶予期間を最大限生かして予定どおり移行したいと考えています。

また、スムーズに移行する

ため、26年度に生活支援基盤整備事業、27年度には生活支援支え合い協議会などを立ち上げてきました。高齢者自身の生きがいづくり、有償ボランティアの存在、生活支援の養成、安心してボランティア活動ができる準備を進め、平成29年4月から実施します。

国、道の負担率が5％減額となりますが、専門的な介護サービスについてもサービスの低下にならないよう取り組んでいきます。

**再質問**

町長は下回っているから平成29年度からやった方が有利だと言いましたが、私はそう思っていません。

今回の新事業の介護予防日常生活支援総合事業の利用者が市町村の窓口でのチェックリストで現行の訪問サービスか、多目的サービスの2つに分けられます。第2次総合計画では要支援者の数が平成27年まで200人以上になっています。今までの介護保険では、1～2割負担だったものが、補助金が5％減額されることで本人負担が増えてきます。

また、地域包括支援センターの仕事も大幅に増えていきます。そもそも介護保険は寝たきりを少しでも遅らせるための要支援制度をつくっていますが、国、道の補助金が5％削られることを含めて、安心して今までと同じサービスを受けることができるか再度答弁を求めます。

## 地域の支え合いの体制を作り、効果的な支援をする

**再答弁　町長**

平成29年度がなぜ有利かは総合事業の上限額の計算シートで見ると、27年度に移行すると上限額が3616万円で、29年度に移行すると上限額は3706万円になり、当町としては29年度以降が有利と考えられます。

新しい総合支援事業に移行する目的は、市町村が要支援者へのサービスを効率的に行い、社会保障費の伸びを抑えることです。

また、市町村が地域の実情に応じて、住民等の多様な参加でサービスを充実させ、地域の支え合いの体制を作ることで要支援者への効果的な支援が可能になります。

町も包括支援センターを中心にしっかりと対応しますが、町内会、ボランティア、社協など地域の支えがますます重要になります。

また、チェックリストへの対応、5％減額に対する財政支援のあり方、包括支援センターの体制についても、支援を受ける高齢者のマイナスにならないよう、しっかりと考えていきます。

## 食物アレルギーを持っている児童・生徒の給食は

**質問**

教育長は「学校での給食指導、学校栄養教諭による食に関する指導や家庭への啓蒙・連携などを通して食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着を図るとともに、地元食材を使用した給食の提供と食への感謝の気持ちを醸成する指導の充実に努める」と今年の教育行政執行方針で述べています。

食物アレルギーについては、平成25年に文部科学省監修で学校アレルギーに関するガイドラインを公益財団法人日本学校保健会が発行しました。

せたな町では、30人ほどアレルギーを持った児童生徒がいて、中学校では1か月の献立表を見て本人が判断、小学校では、養護教諭と相談して判断していると聞いています。

檜山管内の、今金、上ノ国、江差、厚沢部、乙部の各町では別メニューで給食を出しているとのことでした。

施設や人員の問題がありますが、食育の観点から見ても、本人に沿った給食を作る必要があると思いますが、教育長の考えを伺います。

## 代替給食の提供が可能か今後検討する

**答弁　教育長**

当町の食物アレルギーの対象者は小学生19人、中学生11人の合計30人です。

対象者には、食物アレルギーの原因となる食材を除いて給食を提供しています。アレルギー症状については、発症しても弱い症状の児童生徒だけで、重い症状の人はおらず、対象となる食材は乳製品、鶏卵、魚卵、甲殻類などの多岐にわたっています。

学校長、PTAが委員になっている、せたな町学校給食センター運営委員会、また養護教諭等を委員とする学校現場給食担当者打ち合わせ会議を開催していますが、今のところ代替給食についての要望は上がっていません。

今後、学校長や養護教諭などから代替給食について意見の聴取をしていかなければならないと考えていることから、学校とも十分に相談します。

施設の改修や人員の関係もありますので、代替給食の提供が可能か今後検討していきます。

**再質問**

委員から要望が出ていないが、今後いろいろな問題を含めて検討していくとのことですが、平成20年に公益財団法人のガイドラインが出された後にも、全国で死亡事故が起きている中、平成26年3月26日に、文部科学省スポーツ青少年局長から各都道府県に通達が出されました。

その後、北海道は食物アレルギー対応の進め方の基本方針を作りました。道教委の進め方として、情報の提供、事故防止、緊急対策、これからの給食の4つのパターンになっています。

緊急対応策として、一般教員を含めた研修など、北海道アレルギー対応の進め方に基づいた体制を作り、強化して進めていくべきと思いますが、教育長に再度考えを伺います。

**早急に各学校長と意見交換し取り進める**

**再答弁　教育長**

北海道のマニュアルに従い、町では平成27年7月に学校給食における食物アレルギー対策マニュアルの改訂版を各学校に配付し、緊急時の校内体制のもと、実情に応じた取り組みをするよう通知しています。

食物アレルギーは命が失われることが想定されることから、教職員の食物アレルギーへの認知度をもっと高める必要があると思います。

また、どの生徒がどの程度の症状で何が原因物質なのか、食物アレルギーの子供に対する資料に基づいて、職員会議を通じ情報の理解、共有を図っています。

校内研修は行っていませんが、アレルギー対策については命に関わる問題だということで、私たちも重要なことだと思っています。

栄養教諭もいますので、学校への指導も含めて教職員がどのように研修できるか、早急に各学校長と意見交換をし取り進めていきます。

# 第2次せたな町総合計画策定は

大野一男議員

**質問**

町は、平成30年度から39年度までの10年間を計画期間とする第2次せたな町総合計画の策定に取り組むとしています。

第2次総合計画の策定に際し、これを絶好の機会と捉え、より多くの町民・職員の参画のもと、合併10年間の検証を行い計画策定に反映させていくこと、また第1次総合計画の精査、検証も行い、事務事業の見直し立案に役立て反映させていかなければならないと考えます。

地方創生・総合戦略策定に鑑み、様々な方策が求められています。

当町も3月に、せたな町人口ビジョン（案）・創生総合戦略（案）を示しています。地方創生が求めている理念は決して一過性のものではなく、恒久的課題として取り組んでいかなければならない命題と考えます。

第2次総合計画にこれらの施策をしっかり落とし込み、その整合性を図り実効性を担保しつつ、この理念を踏襲していくことが必要と考えます。

町長の所見を伺います。

**施策の整合性・実効性担保できるよう策定作業を進める**

**答弁　町長**

現行のせたな町総合計画の検証は計画に掲げられた166本の施策ごとに達成状況を評価し総合計画審議会などに報告するとともに、新たな総合計画策定に反映させていきます。

合併10年間の検証ですが、せたな町合併10周年の記念と10年の歩みを作成し、人口や財政状況の推移などを総合計画の基本目標ごとに10年前と現在との比較をグラフや写真を多用し、より分かりやすくまとめました。

せたな町人口ビジョンは2040年を展望するものであり、新たな総合計画の基本構想の目標人口になるものです。また、総合戦略に掲げた主な施策は新たな総合計画にも掲載していきます。

今般策定した総合戦略は、実現すべき成果に関する数値目標を設定するとともに、政策分野を構成する各施策について、効果を客観的に検証できる指標として、KPIという重要業績評価指標を44本設定しています。

この手法を新たな総合計画に取り込み、計画・実行・評価・改善といった推進管理を毎年しっかりと行っていくことになると考えており、人口ビジョンと総合戦略は、新たな総合計画の先導的役割を担

っており、施策の整合性を図り、実効性を担保できるよう計画の策定作業にあたっていきます。

**再質問**

今回の第2次総合計画策定は国・地方を挙げて総合戦略・人口ビジョンにどう取り組むかが背景にあります。

この度の機構改革で、新設課のまちづくり推進課が所管することになり、相当の分量の仕事を取り扱うことになると考えます。よって、事務体制の強化を図るとともに各課を挙げてしっかりとした事務連携体制を整え対応していただきたいと思います。

合併10周年の検証ですが、地域に出向いて住民の生の声を聴く機会を設けていただきたいと思います。当然、検証・反省・評価ということに繋がっていくと思います。そうなりますと必ずしも耳ざわりのいい話ばかりではないと思いますが、謙虚に懇談を深め、もう一度初心に戻って総合計画策定に落とし込む作業をやっていただきたいと思います。

町民の皆さんが参画できる仕組みを考えていただきたいと思います。

### 意見を踏まえ取り組んでいく

**再答弁　町長**

新たな総合計画策定にあたり、いくつかのポイントを示していただきました。

考え方はそのとおりです。策定作業は平成28年・29年の作業となります。

意見を踏まえて、これからもしっかりと取り組みます。

## ふるさと教育推進への取り組みは

**質問**

町の将来を担う子供たちが、ふるさとせたな町の豊かな自然・伝統・歴史・文化等を学習し、ふるさとに対する理解を深め、地域の人々との触れ合いや地域に出かけて行う自然・社会・職場体験をとおして、身近なふるさとの素晴らしさを体験学習し、ふるさとに対する愛着や誇りを育むとともに、ふるさとの今を知り地域課題に正対することで、ふるさとの将来に対して一人一人がせたな町の将来を担うことを考えるきっかけとなることが期待されます。

せたな町教育推進計画には、ふるさとへの愛着や誇りを育み、地域社会の一員としてまちづくりに関わりふるさとに生きる自覚を涵養する取組みを推進するとあります。

ふるさと教育をとおして町の将来を担う人材の育成につなげていくことも大事ではないかと考えます。

小中学校はもちろん、檜山北高との連携も視野に入れ食育も念頭にふるさと教育の推進への取り組みについて教育長の所見を伺います。

### 各地域の特色生かし取り組まれている

**答弁　教育長**

せたな町教育推進計画では、ふるさと教育の充実を掲げて町内各学校長が策定委員となりまとめたものです。

よって、各学校で編成されている教育課程にもふるさと教育が位置づけられ、それぞれの地域の特色を生かし取り組みがなされています。

久遠小学校ではイカ釣り体験など、瀬棚小学校では水に賢い子どもを育むプログラムを実施し、北檜山小学校では地域の人との繋がりを深めようをテーマに、特老での老人との触れ合いなどを行い、各中学校では、商店や企業での職場体験を行っています。平成27年度から小中高一貫ふるさとキャリア教育推進事業を檜山北高・北檜山中学校・北檜山小学校の3校が研究指定校として連携し、ふるさと教育の調査研究に取り組んでいます。

食育教育との関わりでは、自分たちが育てた農産物、地元の魚介類や肉類など地域の食材を活用した調理実習が行われています。

今後も地元食材を使った給食の提供、学校における学びをとおしてふるさとを大切に思う心の育成などふるさと教育を推進していきます。

**再質問**

20年前から学校現場では総合学習が設けられ50時間から70時間が教科として充てられてきました。

教育長の答弁にもありましたが、この時間を活用し積極的に取り組んでいる実態があり、相当評価できるものであると思います。

久遠小学校のイカスタイムによるメバルの放流事業、羊の毛刈り体験、ふるさとの食材を使った恵方巻き調理実習や海の子図画作品では最優秀賞などを受賞、海で育った子供たちの感性を垣間見ることができました。

瀬棚小学校のサクラマスの自然観察、海藻の押し葉作成、大成中学校ではツブかご漁体験、バカ貝のスパゲッティ調理実習、大成地区マリンビジョン事業によるするめの塩辛作りなど地域の農業・漁

業・商工業の方々、支所の関係職員など様々な形でふるさと教育を支援している実態があります。
　教育委員会としても、この辺をしっかり把握し、予算、支援の部分でより推進できる方策を体系的につくっていただきたいと考えます。

### 各学校の取り組みを取りまとめ、内容を把握する

**再答弁　教育長**

　ふるさと教育については各学校の総合学習の時間で行っているのが原則です。
　各学校でいろいろな事例を年度別に統計を立て、資料を保存していると思いますので、教育委員会として過去5年間を取りまとめ体系立てて、どのような取り組みを行っているか把握したいと思います。
　地域の人材の活用については、社会教育事業の中で地域支援事業があり、そちらに地域の方々を登録し各学校でこのようなことをやりたい時は派遣できる名簿の中で該当する方がいたら教育委員会は社会教育を通じて学校に派遣する形をとっています。そちらについては、町の予算で対応したいと考えています。
　体験学習は地域支援事業に組み込んでおり、学校との連携は十分に図られていると思っています。

## 介護人材確保の方策は

**質問**

　国は平成24年度の介護職員処遇改善加算創設以来、その処遇の改善を図ろうとしてきましたが、実態はなかなか改善の方向に進んでいないのではないでしょうか。
　町は創生総合戦略において介護人材の確保と介護サービスの質の向上を図るため、介護サービス事業所での就労を希望する人が事業所で働きながら介護研修を受けて技術を習得するとともに、資格取得後の就労定着を促進するとの施策を示しています。
　そこでさらにもう一歩踏み込んで、介護職員の処遇改善加算などによる介護職員・従事者の人材確保を町独自で検討してみることを考えてはいかがでしょうか。
　せたな町にとって地域包括ケアシステムを支える介護サービスを確保していくためにも介護職員・従事者の人材確保は必要であるとともに、町内の仕事場として就労先を確保していくことにも繋がっていくと考えます。
　町長の所見を伺います。

### 介護職員定着・人材育成に努める

**答弁　町長**

　平成24年度の介護報酬改定において、介護職員の処遇改善を図るため環境整備と賃金改善に充てることを目的として介護職員処遇改善加算が制度化され、平成27年度の介護報酬改定において加算額が拡大され、町内の事業所でも制度を活用しています。
　介護職員の給料の改善は進んでいると考えます。介護職員の資格や経験、能力を適切に反映し必要な職員の充足に資する給与水準が確保されるべきと考えます。
　今後とも、事業所が地域において質の高いサービスを安定的に提供できるよう、介護職員初任者研修等の資格を取得しやすい環境を整え、介護職員定着に努めます。
　北海道に対しても、介護職員の労働環境や処遇改善などを要望していくとともに、北海道が実施している資質向上・労働環境・処遇改善等の確保対策を推進するための地域医療介護総合確保基金による介護従事者の確保に関する事業を積極的に活用するよう町内の事業所に働きかけていきたいと考えています。
　また、町内の事業者、檜山北高校とも連携し介護の仕事に関心を持てるように講習会や職場体験等を実施し、若い介護人材の育成に努めます。

**再質問**

　町内の介護サービス事業所の従業員は約１００人が勤務されています。
　介護に従事する就労先は地域にとっても、非常に大きな仕事を求める上で大切な場所ではないかという視点で介護の処遇改善を見ると、やはり創生事業の中で資格を取る支援、実額支給等を検討し合わせ技一本で町の支援体制をもっと強化していただきたいと考えます。
　現場では、施設従事者等の充足率はほぼ満たされているが、入れ替わりが多いことや若い人の定着が進まないことが心配だと聞きました。
　若い人が町内の職場としてしっかり就労できる体制づくりを町も進めていくことは、いろいろプラス要因があると思います。
　人口ビジョン、創生事業の中で仕事場を作るなどからしても、大事な施策と考えます。

### 現段階では町が処遇改善加算的な事業をする状況にはない

**再答弁　町長**

　町内の介護事業所の現状で

すが、勤務している介護職員・介護事業者は約１６０人です。ここ2年間の平均離職者数は16人で、この中には町内の他の事業所や同法人が展開する事業所間の異動も含まれます。

よって、実際の離職者はわずかであると想定しています。

町内の離職率は全道に比べてもかなり低い状況にありますが、退職者が出た場合、すぐに職員が見つからないことはあります。介護職員の不足感はあるものの、現状では充足されている状況にあり、現段階では町が処遇改善加算的な事業をする状況にはないと判断します。ただ、北海道が実施してる地域医療介護総合確保基金による介護従事者の確保に関する事業を町内の事業所は利用していません。事業内容は、介護従事者の定着支援・職場の魅力アップ・キャリアアップ研修などがあり、これにぜひ取り組んで職場の環境改善に努めていただきたいと考えます。

## 子育て支援対策の拡充は

平澤　等　議員

**質問**

せたな町の子育て支援対策は、檜山管内でも先駆けとなり諸対策を実施してきました。

近年は近隣町においても同程度の支援をしています。

少子化傾向は全国的に大きな問題として提起されており、本町においても例外ではなく少子化が加速し出生者数は昨年で31人、現年度は28人と非常に由々しき状態と報告されています。

少子化の要因は多岐にわたると考えられますが、安心して子供を産み育てられる環境整備が重要です。

本町独自の施策が急務と考え次の５点について伺います。

一　子宝に恵まれない夫婦の不妊治療費の助成対策は

二　妊産婦の母子手帳交付時から出産に至るまでの医療費対策は

三　保育所・幼稚園の保育料の無償化実施時期を早期に

四　学童保育料の無償化対策は

五　小学校児童、中学校生徒に対する給食費の無償化対策は

### 子育て環境の充実に努める

**答弁　町長**

少子化傾向は全国的な大きな問題であり、せたな町においても少子化対策は喫緊の重要課題であることから、対策としてこれまで保育料の大幅引き下げや子供の医療費助成を拡大し、子育て世代の負担軽減を図ってきました。

小学校就学前の施策として３区に保育所を開設し、子育て家庭の育児不安に対する相談・指導を行う子育て支援センターの設置や学童保育所の運営を行い子育て環境の充実に努めています。

国の子ども・子育て支援制度の実施に伴い、せたな町子ども・子育て支援事業計画に沿って支援対策を充実させていきます。

一・二　不妊治療及び妊産婦の医療費支援については、前向きに実施するよう検討します。

三・四　保育料の無償化については、近隣町での実例は承知していますが、家庭内で保育を行う方との均衡を図る上でも一定の保育料は必要と考え、無償化は考えていません。

一方、国では幼児教育の段階的無償化に向けた取り組みを平成28年度から始める予定と伺っていますので、今後推移を見守りながら対応を考えます。

**答弁　教育長**

三　幼稚園保育料については、平成26年度に月額６５００円から５５００円に引き下げ、国の基準より低い保育料とし、保護者の負担軽減を図っています。

国では無償化に向けて、段階的に保育料の負担軽減を実施していますので、幼稚園保育料の無償化は国の動向を見極め対応します。

五　児童・生徒の給食費については、現在小学生が月額３７００円、中学生が４５２０円、平成27年度から同一世帯の就学数により、第２子半額、第３子から無償としています。

給食費の完全無償化については、さらに２１００万円の財源が必要となり給食費は保護者負担も大きいので、子育て支援の一環として無償化実施に向けて、早期検討します。

**再質問**

一・二　北海道内１７９市町村中、既に81の市町村が不妊治療の助成を実施しています。

隣町の今金町は平成28年度に不妊治療費助成予算を計上しています。

せたな町においても、遅れ

ることなく早期に対応すべきと考えます。

三・四・五　平成27年度から5カ年計画の「せたな町創生総合戦略」や平成28年度町政執行方針の中にも「日本一子育てしやすい町」を掲げて戦略的に事業展開するとあるが、子育て支援は鈍足です。

上ノ国町では平成26年10月から保育料及び給食費の無償化を実施しています。

保育料合計で2070万円、給食費で4564万円の財源は要しますが、将来のせたな町を担ってくれる子供達への無償支援対策は急務であり、最重要施策と考えます。

**環境の充実、優秀な人員の配置・確保等を積極的に進める**

**再答弁　町長**

一・二　不妊治療施策については、北海道が実施する北海道特定不妊治療費助成事業が今年4月から施行されます。

せたな町として、道の助成事業で賄えない部分に独自の支援を上乗せして実施することを前向きに検討します。

三・四　保育所、幼稚園の保育料の無償化など子育て世帯に対する各種財政支援も確かに重要な施策ですが、同時に児童施設や学校施設、議会に提案している町民プール等の社会教育施設、乳幼児や児童生徒を健全に育むための環境の充実と優秀な人員の配置や人材の確保等を積極的に進めることが最重要と考えます。

総合的な子育て支援対策を講じることで、「日本一」子育てしやすい環境のまちづくりを進めます。

五　給食費の無償化については、教育長の答弁のとおり実施に向けて検討します。

# 委員会レポート

## 総務厚生常任委員会

**第1回**

**一、調査年月日**

平成28年2月22日

**二、調査項目**

**(1)総務課所管**

・人事院勧告に伴う給与改定等について

・檜山管内行政不服審査委員会の共同設置について

・檜山広域行政組合規約の一部を改正する規約について

**(2)財政課所管**

・平成27年度せたな町各基金の状況について

・平成28年度地方交付税について

**(3)税務課所管**

・せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

**(4)町民児童課所管**

・せたな町防犯灯ＬＥＤ化事業について

**(5)保健福祉課所管**

・低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金について

・せたな町障害者グループホーム条例の一部を改正する条例について

・せたな町高齢者グループホーム条例の一部を改正する条例について

・指定管理者の指定について（せたな町障害者グループホームのぞみ）

・指定管理者の指定について（瀬棚高齢者グループホームあさなぎ）

・せたな町介護サービス事業条例等の一部を改正する条例について

**(6)瀬棚総合支所地域町民課所管**

・せたな町生活館条例の一部を改正する条例について

**(7)国保病院所管**

・権利の放棄について

**三、調査結果**

**(1)総務課所管**

給与勧告の骨子や期末勤勉手当の支給割合等について、行政不服審査法の改正の概要、檜山広域行政組合の共同処理する事務に地方創生等広域連携事業が追加された件について調査しました。

**(2)財政課所管**

平成27年度せたな町各基金の状況や今後の積立等の予定、平成28年度地方交付税の算定方法の改正や推計について調査しました。

**(3)税務課所管**

平成28年税制改正大綱の閣議決定による、国民健康保険施行令の改正に伴う全国一斉改正の概要について調査しました。

**(4)町民児童課所管**

防犯灯の設置数や箇所、輝度等について調査しました。

**(5)保健福祉課所管**

低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金の趣旨や概要、条例改正の経緯や概要、せたな町障害者グループホームのぞみ、瀬棚高齢者グループホームあさなぎの指定管理者の概要について調査しました。

**(6)瀬棚総合支所地域町民課所管**

条例改正の経緯や概要等について調査しました。

**(7)国保病院所管**

放棄する債権について、経緯や詳細について調査しました。

## 産業教育常任委員会

**第1回**

**一、調査年月日**

平成28年1月12日

**二、調査項目**

**(1)産業振興課所管**

・温泉ホテルきたひやまの運